北九州市子ども総合センター 一時保護所第三者評価結果

I 子ども本位の養育・支援

評価

≑तर / ता:

| [No | 1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか(共通) | b |
|------------|--|-------------|
| ◆ ね | らい 一時保護にあたり、子どもの権利及び制限される内容や、権利が侵害された時の解決方法につい | |
| て、 | 子どもに対して適切に説明されているか。 | |
| 1-1 | 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか | b |
| | □子どもの権利擁護と施設内虐待防止に係る実用的な規程・マニュアル等が整備され、業務に反 | \triangle |
| | 映している | |
| | □子どもの年齢や適性、能力に応じた権利を説明するツールを作成し活用している | \triangle |
| 1-2 | 子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか | b |
| | □職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している | \triangle |
| | □権利侵害を訴えた子ども(または通告した職員)が不利益を被ることはない体制がある | 0 |

コメント

平成19年に一時保護所入所児童用「子ども人権ノート」が作成されました。このノートには一時保護所で安全・安心に生活を行うために必要なことが書かれています。また、ふりがなやイラストなどが使用されわかりやすく工夫しています。

さらに、今年度から4階と5階に意見箱が設置されました。今後、意見を投函した子どもが不利益を被ることがないことについての説明や「子ども人権ノート」のさらなる活用に期待します。

1 7 18) 。据到旧院 (4)据到旧院 (67 18) 。在日 23 年 18 1 2 1 4 1 9 。 ###

| 1 子 | どもの権利保障 (1)権利保障 ②子どもの意見が尊重される仕組みの構築 | 評価 |
|--|--|-------------|
| [No | .2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか(共通) | b |
| ◆ねらい 一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮がなされているか、また子どもの意見を | | 意見を |
| 一時 | 保護等に反映する取組みが行われているかを評価します。 | |
| 2 - 3 | 1 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明できるような配慮を行っているか | b |
| | □子どもが意見等を表明してよいことを年齢や能力、適性に応じて分かりやすく説明している | 0 |
| | □子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがあり、実現できている | \triangle |
| 2-2 | 子どもの意見を尊重した一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか | a |
| | □子どもの意見等を尊重する取り組みがマニュアル等で明確になっている | \circ |
| | □子どもの意見等と職員が対立した時に対話による解決がなされている。 | \circ |

コメント

子どもの意見等を尊重する取り組みとして「子ども人権ノート」及び「意見箱」があります。意見箱のそばには「ぼくのこえ、わたしのこえ」と記された印刷用紙が置かれ、毎日教育担当課長が内容を確認します。出された意見は職員が協議し、子どもへフィードバックするとともに改善等が行われます。また、その手順はマニュアルに明記されています。しかし、意見の取り扱いについては、年齢に応じた働きかけなどが十分ではありません。今後の取り組みに期待します。

| 1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ①保護開始に関わる説明・合意 | |
|--|---|
| [No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか(共通) | b |

| ◆ ∤ | aらい 一時保護の開始にあたり、子どもに対して必要な説明がなされているか、また子どもが理解 | 解でき |
|-------------|---|----------------|
| るよ | よう伝える工夫が行われているかを評価します。 | |
| 3-1 | 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもや保護者に分かりやすく説明 | b |
| し、 | 理解を得ているか | |
| | □保護開始にあたり、一時保護の理由と目的を子どもが理解し納得するまで説明している | \triangle |
| | □一時保護の期間等を含め子どもの不安を取り除く具体的な方法をとっている。 | \triangle |
| 3-2 | 不服申し立ての方法等について、保護者や子どもに示しているか | b |
| | □保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を保護者に説明している | \circ |
| | □不服申立ての方法等について、子どもとその保護者に説明している | \triangle |
| コメ | メント | |
| _ | ー時保護の入所理由や目的の説明は、児童福祉司が行っています。また、入所中の生活については- | 一時保 |
| 護所 | 所内の写真や日課が記載されたファイルを用いるなどして子どもに合わせて説明します。しかし、そ | 変間の |
| 緊急 | 急入所時等は、警察からの身柄付送致が多く、状況によっては子どもへの説明が十分ではないこと。 | もあり |
| ます | t. | |
| 孑 | F服申立てについては、一時保護決定通知の交付時に伝えられます。しかし、不服申し立ての対応 <i>に</i> | につい |
| ては | は定められていません。今後、保護者からの不服申立てについて問い合わせがあった場合等の対応の | の検討 |
| に期 | 明待します。 | |
| | | |
| 1 子 | 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ②保護期間中の説明・合意 | |
| [N | 6.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか(共通) | b |
| ◆ 16 | aらい 保護期間中に、現状や見通しについて子どもに対する説明が行われているかを評価します。 | • |
| 4- | 1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか | b |
| | □家族との調整状況等の現状を子どもに伝えている | \triangle |
| | □子どもの心情や意見等に配慮した対応がとられている | 0 |
| コメ | メント | l |
| 仴 | 尿護期間中の現状や見通しについては、児童福祉司が子どもへ説明し保護所職員にも伝えられます。 | 家族 |
| との | D調整状況等は、保護所職員から子どもに直接話すことはほとんどありません。また、見通しについ | いて、 |
| 児童 | 置福祉司から必要なことは伝えられますが、職員により差異があるようです。今後、一時保護の理 E | 由等、 |
| 子と | ごもの希望に沿った説明に向けた今後の支援に期待します。 | |
| | | |
| 1 子 | 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意 | |
| [No | 65] 保護解除について、子どもや保護者に対して適切に説明し、合意を得ているか(共通) | b |
| ◆ ∤ | | <u></u> 配慮し |
| | 対応や支援が行われているかを評価します。 | 16,75, 0 |
| | 一時保護の解除にあたっては、子ども保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等に | b |
| | って十分に検討しているか | |
| | □一時保護の解除にあたり、子どもの意向、意見や気持ちを確認している | 0 |
| | □一時保護の解除にあたり、保護者等の意見等を確認している | 0 |
| | □ 子どもや保護者等の意見を踏まえ、一時保護の解除時期、解除後の生活等について見通しを | |
| | | |
| | 伝えている | |
| | 伝えている □一時保護解除の予定を職員が共有している | 0 |

| 5-2 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか | a |
|--|-------------|
| □ 子どもの状況に応じ、一時保護解除について伝える時期を判断している | \circ |
| 5-3 里親委託や施設入所等が必要な子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等 | È a |
| 行っているか | |
| □里親委託や施設入所等への必要性を説明している | 0 |
| □移動先となる施設や里親への見学、事前面接、パンフレット等により機会をつくっている | \circ |
| コメント | |
| 保護解除にあたり、児童福祉司から子どもへ説明を行います。また、その後、保護所職員が子ど | もと解除 |
| 後の生活の支援等について話すこともあります。しかし、一時保護の解除時期、解除後の生活等の | 見通しに |
| ついては、児童福祉司が伝えていますが十分でない場合もあるようです。 | |
| 施設入所等の場合には、パンフレットによる説明や施設見学を行い必要に応じて一時保護職員の | 司行もあ |
| ります。 | |
| | |
| 1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意 | |
| [Na.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか(共通) | b |
| ◆ねらい 一時保護の解除にあたり、一時保護解除後の支援体制等について分かりやすく伝えているかを | 評価しま |
| す。 | |
| 6-1 子どもが年齢に応じて援助依頼や SOS が出せるよう、エンパワメントを行っているか | b |
| □子どもの年齢や状況に応じ援助依頼や SOS の出し方を伝え練習させている | \triangle |
| 6-2 一時保護解除後の児童相談所としての相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか | b |
| □ 一時保護解除後の相談や支援について説明している | \triangle |
| □ 一時保護解除後の相談や支援について、子どもに説明・渡すためのツールがある | 0 |
| コメント | |
| 一時保護解除後の相談や支援について児童福祉司が子どもに説明します。また、一時保護解除の | 際、相談 |
| 窓口として「子ども相談ホットライン」のカードを渡します。 | |
| 一時保護所職員は、退所が決まっている子どもへ退所後の不安等の話を聞き、何かあればいつで | も担当ワ |
| ーカーに相談するよう伝えます。しかし、子どもへの説明については、児童福祉司がどのような説 | 明を行っ |
| たかなどの共有が十分ではありません。今後の取り組みに期待します。 | |
| | |
| 1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護開始・解除に関わる持ち物の説明・合意 | |
| [No.7]子どもの所持物について、適切な対応が行われているか(共通) | b |
| ◆ねらい 一時保護の開始・解除にあたり、子どもの所持物について適切に対応されているかを評価 | 近します。 |
| 7-1 子どもの所持物について、適切な対応が行われているか | b |
| □子どもの所持する物について、一時保護開始時にルール等を含め分かりやすく説明している | 0 |
| □子どもの所持物について点検リストを作成し収受には預かり証・受領証で確認をしている | Δ |
| □子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮され | ı 🛆 |
| ている | |
| □現金等の貴重品が適切に管理され、所有権不明の物品については適切に公示している | 0 |
| 7-2 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配成 | i a |
| している | |
| □子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何だ |), (|

| | を確認している | |
|---------------|---|-------------|
| | □保護期間中に破損または紛失した物品については、状況を説明し必要な弁償を行うことがで きる | 0 |
| リス ま ては | ント どもの所持物については、マニュアルに従い確認しています。しかし、所持物については、一時代トの記載欄に記入され返還の際の受領もありません。 た、メガネや教材等を除き原則私物の所持は認めていません。しかし、落ち着かない子どもなどに、私物のぬいぐるみなどを所持することもあります。入所中の子どもの所持物についてのより適切のいての取り組みに期待します。 | こつい |
| 1 子 | 子どもの権利保障 (3)外出、通信、面会、行動等に関する制限 | |
| [No. | 8] 外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか(共通) | a |
| • | らい 外出、通学、通信、面会に関する制限が、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が 範囲で、必要最小限とされているか、また権利制限を行うにあたり適切な手続きが行われているかを評 | |
| 8-1 達成 | 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が できる範囲で必要最小限となっているか | a |
| | □外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由を子どもや保護者並びに 関係機関等(学校等)に説明している | 0 |
| | 子どもの意に反した対応・援助を行う場合には、児童相談所でその対応や期間等について検討っている | a |
| | □制限を伴う個別の援助を行う場合には、適宜その必要性を子どもへの説明と職員間の共有と 協議を行っている | 0 |
| | □行動の制限(身体拘束を含む)を行う基準が定められ、実施においてはその理由や経過等に関する記録がある | 0 |
| 定期行 | ント どもの安全を最優先し、必要に応じて外出や通学の支援に努めています。ただし、進学に関する。 試験、学校行事など特別な場合には子どもの希望を尊重して登校支援が行われます。 動の制限(身体拘束を含む)を行う基準はありませんが、これまで他の子どもに影響のある場合や新場合や新型コロナウイルスなど感染症への対応として、一時的に個室で過ごすなど個別対応が行え | |
| I子 | ども本位の養育・支援1 子どもの権利保障(4)被措置児童等虐待防止 | |
| • | 9] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか(共通) らい 保護の職員等による子どもへの虐待防止の取組みがなされているか、また虐待事例がある場合に 応が適切に行われたかを評価します。 | b は、そ |
| 9-1 | 被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか | b |
| | □被措置児童等虐待並びに権利侵害の予防と対応マニュアルが整備されている | \triangle |
| | □継続的かつ計画的に職員研修等を実施している | 0 |
| 9-2 でき | 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出がることについて、あらかじめ子どもと職員に説明しているか(参考 1-2) | b |

| | □被害を発見したときの通告・相談先が明確になっており、子どもと職員への周知がなされてい | \triangle |
|------------|--|-------------|
| | ప | |
| | □子どもの権利侵害が生じたときの対応は、マニュアル等に明記され適切に行われている | \triangle |
| - | □権利侵害の被害にあった子どもの心のケア等が行える体制が構築されている | Δ |
| - | □通告した職員(子ども)が不利益を被らない規程やマニュアルが整備されている | |
| コメ | ント | |
| 業 | 務はバディを組んで行い、職員同士で相談するなど臨機応変な対応と同時に不適切な対応となら | ないよ |
| う考 | 慮しています。被措置児童等虐待並びに権利侵害の予防と対応については、マニュアルの作成が訓 | 計画さ |
| れて | います。今後、早急にマニュアルの整備を行うとともに、職員や子どもが通告した場合、不利益。 | となら |
| | ことの記載が必要です。 | |
| 3. | | |
| 1 - | 子どもの権利保障 (5)子ども同士の暴力等の防止 | |
| | 10] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか | Ъ |
| | らい 子ども同士での暴力やいじめなどの権利侵害の発生防止の取組みがなされているか、また発生事 | |
| · | らい 」とも向上での象力でいためなどの権利反告の光上的正の取組のかなどれているが、よた光上争 合には、その対応が適切に行われたかを評価します。 | [7] N-W |
| | | L |
| 10-1 | 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか | b |
| - | □しおり等に権利侵害となる行為等が明確に記載されている □ トルケダン | 0 |
| | □しおり等に、相談や通報先など、どう対応したらよいのか、通告が不利益にならないことが記 | |
| | 載されている | |
| 10-2 | 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制が整備されているか | a |
| | □職員が権利侵害と認めた場合には、子どもから訴えがなくとも同様の対応がなされる | 0 |
| | □子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっており、再発防止の取り組みが行 | \circ |
| | われている | |
| コメ | ント | |
| 入 | 所前の生活の情報から子どもの暴力発生の可能性を把握し、暴力の起点となりうる事象について | 職員間 |
| で共 | 有し発生の予防に取り組みます。対応として、入念な観察と早めの対応に心がけ、暴力発生時に | はクー |
| ルダ | ウンやタイムアウトを促し、個別に話を聴き今後について考える時間を持ち、日常に帰ることが | できる |
| よう | 支援しています。 | |
| | | |
| 1 - | 子どもの権利保障 (6)子どもの権利等に関する特別な配慮 ① 思想や信教の自由・性的なアイデンティ | |
| ティの | の保障 | |
| [No. | 11] 特別な配慮が必要な子どもへの対応が適切に行われているか | b |
| ◆ ね | らい 文化、慣習、宗教等による生活上の違いや性的指向、性自認など特別な配慮が必要な子どもに | <u></u> 対して |
| 適切 | な対応が行われているか評価します。 | • |
| | 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか | a |
| | □特別な配慮を必要とするか把握を行う仕組みがあり、どのような対応を行うかが検討され実 | \bigcirc |
| | 施している | |
| 11 0 | | L |
| 11-2 | | b |
| | □性的指向、性自認などへの配慮を必要とする子どもの受入について、子どもの意向に沿った対 広ばれたなている。(日常) しょう ** ## オスオギ ** (世日) の間が(性) | |
| - | 応がなされている。(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性) | |
| | □性的指向、性自認などへの配慮を必要とする子どもに関する他の子どもの疑問に適切に答え | \triangle |
| | ている | |

子どもが持つ文化や背景を尊重した支援は個別に検討し、子ども自身の気持ちを優先しできる限りの対応 しています。事例としては多くありませんが、信仰上食べることのできない食材は除去して食事を提供する など個別のマニュアルを作成して対応をしています。

性的指向、性自認など配慮を要する子どもの支援については、シミュレーションを行い、さらに適切な支 援方法の検討に期待します。

| 2 養育・支援の基本 (1)子どもとの関わり ① 安全感・安心感を与えるケア | |
|---|-------------|
| [No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育支援を行ってい | , p |
| るか(共通) | |
| ◆ねらい 子どもが安全感、安心感、信頼感を持てるようにするために行っている取組みについて評価し | ます。 |
| 12-1 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか | a |
| □一時保護所での保護が適切でない場合に、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更な | 2 0 |
| 検討し、子どもに適した環境の確保に努めている | |
| □保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になってお | 3 0 |
| り、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている | |
| 12-2 子どもへの接し方、対応は適切であるか | b |
| □すべての子どもに対して、公平さよりも個々の適性やニーズに応じて接している | \triangle |
| □威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等で子どもを支配、制御しようとはしない。 | 0 |
| □子どもには、敬称をつけている。または、子どもを愛称で呼ぶときには子どもの同意を得てい | , |
| る。 | |
| 12-3 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか | a |
| □「子ども自身がここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している(いつでも子る) | . 0 |
| もが職員に話しかけられる状態や安心感につながるものを手元に置く等) | |
| □子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感でき | |
| るように傾聴している | |
| コメント | |

子どもが安全・安心を感じることのできる環境に努めています。子どもへ寄り添いながら話を聴いたり、 不安の高い子どもに対しては、眠るまで見守る等の支援を行っています。しかし、子どもの人数が多かった り、幼い子どもが多い場合は、ニーズに応じた支援が難しい場面があります。

子どもを呼ぶ時には敬称をつけないことが多いようです。呼称や敬称については職員ごとの考えで異なる ようです。敬称については職員の意図を尊重するのではなく子どもの立場に立った検討が行われることに期 待します。

| b |
|-------------|
| |
| b |
| \triangle |
| |
| \triangle |
| b |
| |

| □子どものプライバシーは護られている。 | \triangle |
|--|-------------|
| □居室には、同性職員が入る等の配慮をし、やむを得ず異性が入室するときには配慮をしてい | \circ |
| る。 | |
| □年齢や性別に応じて、プライバシーに配慮した少人数の部屋や個室の整備を進めている。 | \triangle |
| 13-3 私物等の点検は、プライバシーに配慮した対応を行っているか | c |
| □子どもが同席し、同性職員が行っている | |
| コメント | |
| 一時保護所に入所の際にプライバシー保護についての説明がしおりなどにより行われます。しかし、 | 一時 |
| 保護所内では、危険物の持ち込み防止等の配慮から衣類等の管理は、オープンな状態となっています。 | ま |
| た、部屋も小中高の年代別に分ける配慮はあるものの、入所の子どもの数によっては就寝時の個人の空 | 間 |
| (布団部分) が狭くなりプライベートなスペースの保持が困難になる場合があります。 | |
| 現在、個室部分を多くする居室の改修計画を予定しています。この計画の中でプライバシーの保護に | つい |
| ても再検討することを期待します。また、私物の点検は、職員のみで行われることが多いようです。今 | 後は |
| 子ども同席のもとで点検を行うことが必要です。 | |
| | |
| 2 養育・支援の基本 (1)子どもとの関わり ②エンパワメントにつながる養育・支援 | |
| [No.14] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか(共通) | b |
| ◆ねらい 一時保護中の子どもとの関わりにおいて、個々の職員が子どものエンパワメントにつながる養育や支援を意識 | 哉して |
| 行っているか、一時保護所全体としてそれを目的とした取組みがなされているかを評価します。 | |
| 14-1「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか | b |
| □全体並びに個々に子どもに伝えている | \triangle |
| □職員に「個々の子どもが大切な存在である」という風土がある | \circ |
| 14-2 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか | b |
| □子どもが主体的に活動・表現できる場面がある | \triangle |
| □子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている | \circ |
| コメント | |
| 一人ひとりの子どもが大切な存在であることは、日頃から言葉やスキンシップで伝えています。また | 2、意 |
| 見箱に投書された意見は、職員間の協議を経て、土曜日のミーティング等で子どもたちにフィードバッ | クし |
| ています。子どもが主体的に活動等できる場面はできるだけ設定しています。しかし、子どもの人数な | こどに |
| 影響され、制限せざるを得ないこともあります。 | |
| | |
| 2 養育・支援の基本 (2)子どもからの聴き取り等に関する配慮 | 評価 |
| [Na.15]子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか(共通) | b |
| ◆ねらい 生育歴等について子どもから聞き取りを行う場合において、子どもの人権等に十分に配慮した説明や対応が行 | うわれ |
| ているかを評価します。 | |
| 15-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか | b |
| □子どもからの生活歴の聞き取りは、複数職員で対応し慎重に行っている | \triangle |
| □子どもからの聴取は、自発的な話の聞き取りによって進められている | \triangle |
| □職員は、子どもを脅かさないための必要な技法を習得している | \triangle |
| 15-2 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか | b |
| □子どもから聞いた話は、了解を得て、職員間及び担当児童福祉司と共有している | \triangle |

生活歴等の聞き取りは児童福祉司が行います。時に一時保護所職員への情報が十分に伝われないこともあります。また、一時保護所職員が子どもから聞き取ったことについては、内容により重要な話は福祉司と共有することを伝えています。

今後、子どもから聴き取りについてのルールや適切なスキルの習得についての検討に期待します。

| II 一時保護の環境及び体制整備 | 評価 |
|--|-------------|
| [No.16] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか | b |
| ◆ねらい 一時保護所として必要な諸室や設備が整備されているかを評価します。 | |
| 16-1 子どもの保護ができる場が用意できているか | a |
| □定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている | 0 |
| 16-2 開放的環境における対応が可能となっているか | b |
| □一時保護所内での開放的環境が確保されている | \triangle |
| 16-3 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守している | a |
| か | |
| □一人あたりの居室面積が基準以上となっている | 0 |
| □居室定員の上限を超えていない | 0 |
| コメント 居室や静養室、食堂や学習室の他運動室やベランダ等があります。男女の偏った入所や人数が多く | なると |
| 行動範囲等の制限をかけざるを得ない環境となっています。 | |
| II 一時保護の環境及び体制整備 1 適切な施設・環境整備 (1)設備運営基準の遵守 | |
| [No.17] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか | b |
| ◆ねらい 施設・設備や生活上のルールにおいて、子ども一人ひとりの個別性を尊重した生活を送ることができるよ | う配慮さ |
| れているかを評価します。 | |
| 17-1 個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか | a |
| □子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている | 0 |
| □保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の | 0 |
| 内容となっており、子どもの個別性が尊重されるよう検討されている | |
| □頭髪の色、長さ、服装等にルールはなく、修正が必要な場合には、子どもの同意を得ている | \triangle |
| 17-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか | b |
| □できるだけ個室で生活できるよう調整している。個室が利用できない場合には、子ども同士の | \triangle |
| 年齢や適性に配慮し、説明と同意を得ている | |
| | |

コメント

日課のなかで自由に過ごせる時間が設定されています。運動室では、バドミントン、バレー、バスケット、野球等を楽しみ、子どもによっては読書等で過ごしています。頭髪は、所属する学校等の校則にあわせています。服装は保護所の服を職員が選んで貸与されます。気に入った衣服を着用することは、自己表現を含め安心して暮らすための材料でもあります。今一度検討に期待します。

また、現在、個室は感染予防やクールダウンや気分転換に使用されています。今後、個室を増やす計画もあり現在の空間や設備を十分活用した取り組み期待します。

II 一時保護の環境及び体制整備 1 適切な施設・環境整備 (2)設備運営基準の遵守

| | b |
|--|---|
| ◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。 | |
| 18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか | b |
| □環境は、閉鎖的にならないよう配慮され、かつプライバシーが護られる構造となっている | \triangle |
| □子どもにとって、ふさわしい安心できる環境が確保されている | \triangle |
| 18-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか | a |
| □状況に応じた清潔と整頓が常に点検され確保されている | 0 |
| 18-3 家庭的な環境となるような工夫がされているか | b |
| □心身をリラックスできる空間や設備がある | \triangle |
| □子ども・職員が集まり、相互に交流できるスペースがある | 0 |
| 18-4 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか | a |
| □子どもの成長や年齢に応じた設備や什器備品等が整備されている | 0 |
| 18-5 必要な修繕等が行われているか | b |
| □不適切な環境や破損があった時に早期に改善している | \triangle |
| □修繕されず放置されている箇所はない | \triangle |
| コメント | |
| 職員の見守りのなかで安心・安全な環境となるよう努めています。しかし、入所の男女比や子どもの |)人数 |
| が多くなると、複数の子どもが一部屋で生活を行うこととなり、プライバシーへの配慮が困難な場合も | らあり |
| | |
| ます。 | |
| ます。 また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外 | 十〜出 |
| | 十〜出 |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外 | 卜 ~出 |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 | ト〜出 評価 |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 | |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 2 管理者の責務 | 評価 a |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 2 管理者の責務 [No.19] 管理者(一時保護所の長)としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか | 評価 a |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 ② 管理者の責務 [No.19] 管理者 (一時保護所の長) としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか ◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにし | 評価 a |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 ② 管理者の責務 [No.19] 管理者 (一時保護所の長) としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか ◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにした実行できているかを評価します。 | 評価 a 、それ |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 ② 管理者の責務 [No.19] 管理者 (一時保護所の長) としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか ◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにした実行できているかを評価します。 19-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか | 評価 a 、それ |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 2 管理者の責務 [No.19] 管理者 (一時保護所の長) としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか ◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにした実行できているかを評価します。 19-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか □管理者の役割と責任が明確になっており、職員に周知されている | 評価 a 、それ a |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 ② 管理者の責務 [No.19] 管理者 (一時保護所の長) としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか ◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしを実行できているかを評価します。 19-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか □管理者の役割と責任が明確になっており、職員に周知されている □職員との信頼関係ができている | 評価 a 、それ a ○ |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 2 管理者の責務 [No.19] 管理者 (一時保護所の長) としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか ◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしを実行できているかを評価します。 19-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか □管理者の役割と責任が明確になっており、職員に周知されている □職員との信頼関係ができている 19-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか | 評価 a 、それ a ○ a |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 2 管理者の責務 [No.19] 管理者 (一時保護所の長) としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか ◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしを実行できているかを評価します。 19-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか □管理者の役割と責任が明確になっており、職員に周知されている □職員との信頼関係ができている 19-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか □一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている | 評価 a 、それ a ○ a ○ a ○ |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 2 管理者の責務 [No.19] 管理者 (一時保護所の長) としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか ◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしを実行できているかを評価します。 19-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか □管理者の役割と責任が明確になっており、職員に周知されている □職員との信頼関係ができている 19-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか □一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている □リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている | 評価 a 、それ a ○ a ○ ○ a ○ ○ |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 2 管理者の責務 [No.19] 管理者 (一時保護所の長) としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか ◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしを実行できているかを評価します。 19-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか □管理者の役割と責任が明確になっており、職員に周知されている □職員との信頼関係ができている 19-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか □一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている □リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている 19-3 スーパーバイズができているか | 評価 a 、それ a ○ a ○ b |
| また、一時保護所がビルの中にあり運動室等はありますが、職員体制や子どもの人数により気軽に外ることができません。今後の取り組みに期待します。 2 管理者の責務 [No.19] 管理者 (一時保護所の長) としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか ◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしを実行できているかを評価します。 19-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか □管理者の役割と責任が明確になっており、職員に周知されている □職員との信頼関係ができている 19-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか □一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている □リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている 19-3 スーパーバイズができているか □管理者が、相談支援担当と同程度以上の SV 研修を受けている | 評価 a 、それ a ○ ○ a ○ ○ b △ |

管理者は保護係長となっており、リーダーシップを発揮し一時保護所の円滑な運営に努めています。保護係長の業務は、全体の統括及び各種会議への参加や子どもの支援や職員のスーパーバイズなどのほか、泊まりの業務もあるなど業務量が多くあります。

また、係長を補佐する職員は、個別対応職員も兼ねた2名が配置されています。今後、職員へのスーパーバイズの充実や支援の質の向上を図るために、管理者が一時保護所のマネジメントに専念するための検討が

| 望ま | れます。 | |
|-------------|--|----------|
| 3 | 適切な職員体制 (1) 設備運営基準の遵守 | 評価 |
| [No | 20] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか | b |
| ◆ 16 | はらい 一時保護所として必要な職員が配置されているかを評価します。 | |
| 20-1 | 1 受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか | b |
| | □児童養護施設について定める設備運営基準以上の職員配置がされている | 0 |
| | □定員数等に応じた、職員数が確保されている | 0 |
| | □保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている | 0 |
| | □各時間帯に必要な職員が配置されている | \wedge |

職員は、適正な配置となっています。また、子どもの数が多い時は相談部門の支援も行われます。しか し、土日の人員確保のため看護師や心理司が勤務を行うこともあります。

近年、被虐待に加え発達障がいなどを併せ持つ子どもも多く、個別対応を行わざる得ない場面も多くあります。今後、個別対応が必要な居室の整備や職員のスキルや充実が望まれます。

| 3 | 適切な職員体制(2)職員の適正配置 | 評価 |
|------|--|-------------|
| [No. | 21] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか(共通) | b |
| ◆ね | らい 個々の職種の役割に応じた職員が配置されているかを評価します。 | |
| 21-1 | 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか | a |
| | □直接支援職員と間接支援職員(調理員など)の役割が明確されているか | 0 |
| | □保健師・看護師の役割が明確にされている | 0 |
| 22-2 | 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか | b |
| | □職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもってい | \triangle |
| | ठ | |
| | □子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けている | \triangle |
| | □SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている(経験としてケアワークと相談 | 0 |
| | 援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士等の有資格 | |
| | 者) | |
| 22-3 | 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか | b |
| | □児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみ | 0 |
| | がある | |
| | □適切にスーパービジョンがなされている | \triangle |
| | □相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている | \triangle |
| > | | |

コメント

児童指導員は、児童福祉司経験者、社会福祉士有資格者、教員経験者等です。また、保育士、看護師、心理司、教員、警察OBの業務経験者も採用されています。今年度は、心理司が中心となり、「一時保護所職員スキルアップ研修」を毎月4回開催しています。

しかし、対人援助に必要な技法等の研修の機会も少なく、今後、面接技法や子どもとの適切なかかわり方、実践的な研修やスーパービジョン、OJTの充実に期待します。

また、判定会議に担当職員が出席していません。判定会議には係長を含め担当職員が参加することで、日頃の子どもの様子等を報告したり、全体の流れを把握する機会となります。今後に期待します。

| 3 適切な職員体制(3)情報管理 | 評価 |
|---|-----------------|
| [No.22] 情報管理が適切に行われているか(共通) | b |
| ◆ねらい 一時保護所で取り扱う個人情報等の管理が日常的に徹底されているかを評価し | ます。 |
| 22-1 個人情報が適切に取り扱われているか | b |
| □個人情報の取扱いに関するマニュアル等がある | Δ |
| □個人情報について、職員研修等の取組みが実施されている | 0 |
| □個人情報に関わる書類が放置されていない | 0 |
| □個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている | \triangle |
| 22-2 書類や記録等が適切に管理・更新されているか | a |
| □書類や記録等が適切に作成され管理されている | 0 |
| □書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている | 0 |
| 22-3 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要が生じた場合には、子ども | や保護者の b |
| 同意を得ているか | |
| □子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得ら | <i>っ</i> れている △ |
| コメント | |
| 個人情報取り扱いについては、市のマニュアルを準用し子ども総合センター全体で研修 | が行われ、日々の |
| 引継会議等で注意喚起しています。事務室は職員の不在時には必ず施錠し、机上の記録はご | 室外からは見えな |
| いよう配慮しています。しかし、記録等は鍵のかかる場所には保管されていません。今後 | の取り組みに期待 |
| します。 | |
| | ==: /m |
| 3 適切な職員体制(4)職員の専門性向上の取組 | 評価 |
| [No.23] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか | b 物に定信としてい |
| ◆ねらい 職員の専門性向上や意識共有のための取組みが、目標に基づき計画的かつ体系 るかを確認します。 | 的に実行されてい |
| 23-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための | の取組が行 b |
| われているか | |
| □児童福祉法の趣旨・目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテー | マの研修等 |
| が実施されている | |
| 23-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか | a |
| □計画的で継続した研修が行われている | 0 |
| □研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性を | がとられて 〇 |
| いる | |
| □研修等で配置職員が減じても、通常の援助・支援が行える体制がとられている | \triangle |
| 23-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか | b |
| □職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている | \triangle |
| □職員の習熟のレベルに応じた達成水準が定められている | \triangle |
| □研修がデータベース化され、個人ごとの研修履歴がわかるようになっている | \triangle |
| 23-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか | b |

Γ

| | □OJT を意識的に行っている | \triangle |
|------------|---|-------------|
| | □新任・転任者には、トレーナーを定め OJT を行っている | \triangle |
| コメ | ント | |
| 新 | 人や異動してきた職員は、ベテラン職員と一緒に勤務し業務研修をする期間が設けられています。 | 。昨年 |
| 度は | 一時保護所ガイドラインの理解及び支援の質の向上を目的とした研修が開催されました。今年度 | は「一 |
| 時保 | 護所職員スキルアップ研修」が行われています。 | |
| 現 | 在、職員ごとの目標設定や育成計画はありません。今後、児童相談所全体を含めたさらなる人材 | 育成の |
| 取り | 組みに期待します。 | |
| | | |
| 3 | 適切な職員体制(4)職員の専門性の向上の取組 | 評価 |
| [No. | 24] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか | a |
| ◆ ね | らい 日常的また定期的に職員間で情報の共有化を図るための仕組みについて評価します。 | |
| 24-1 | 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか | a |
| | □引き継ぎが適切に共有される仕組みがある | 0 |
| | □職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある | 0 |
| | □引き継ぎや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時などに配慮 | 0 |
| | されている | |
| コメ | ント | |
| 朝 | 夕の2回、引継が行われ情報共有を行い、定期的に一時保護所の会議が開催されています。朝夕の | の引継 |
| では | 、丁寧な引継ぎが行われ子どもの様子がそれぞれの職種のノートに記録し職種間でも引き継がれる。 | ます。 |
| | | |
| 3 | 適切な職員体制(5)児童福祉司との連携 | 評価 |
| ΓNo. | | b |
| → ね | らい 一時保護にあたり、必要な場面において児童相談所の児童福祉司との連携が十分に行われ | ている |
| かを | 評価します。 | |
| 25-1 | 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか | a |
| | □一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている | \circ |
| 25-2 | 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と | b |
| 十分 | な連携を図っているか | |
| | □入退所時や入所中の調査・診断・支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある | \triangle |
| | □追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある | \circ |
| コメ | ント | |
| _ | 時保護所は4階、児童相談所は5階にあります。児童福祉司との連携は必要に応じて行われてい | ます。 |
| 情報 | の提供等が適切に行われない場合には、一時保護所から問い合わせて対応しています。しかし、「 | 青報共 |
| | 仕組みはあるものの、児童福祉司によっては、適切な情報共有が行われない場合もあり、今後の記 | |
| | 期待します。 | |
| - | | |
| 3 | 適切な職員体制(6)職場環境 | 評価 |
| | | a |
| - ' | | 1 |

す。

| | T |
|--|---------|
| 26-1 適正な就業状況が確保されているか | a |
| □労務管理体制が構築され、過度の時間外労働は生じていない | 0 |
| □時間外勤務手当や休暇取得などが適切に行われている | \circ |
| 26-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか | a |
| □メンタルヘルスに関する取組みが行われている | \circ |
| □ハラスメントの防止策・対応策などの取組みが行われている | 0 |
| □希望があれば、職員が相談できる体制がある | 0 |
| コメント | |
| メンタルヘルスやハラスメント等については、子ども総合センター全体で研修が行われています。 | 目談窓 |
| 口は保護係長や次長等となっており、職員の定期面接は次長が行います。 | |
| 休憩時間等については、緊急一時保護や子どもの対応等で取りにくいとの声もあります。今後、引 | き続き |
| 改善の取り組みに期待します。 | |
| | |
| 4 関係機関との連携(1)子どもの所属する機関との連携 | 評価 |
| [No.27] 子どもの所属する機関と適切な連携が行われているか(共通) | b |
| ◆ねらい 一時保護所において子どもの状況にあったよりよい養育·支援を行うこと。子どもが所属 | する関 |
| 係機関と適切な連携が行われているかを評価します。 | |
| 27-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか | a |
| □子どもの所属する幼保、学校などと必要な関係機関との連携している | 0 |
| □関係機関との連携の内容や方法が明確になっている | 0 |
| 27-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか | b |
| □関係機関との間で、定期的な会議開催等の情報共有が行われている | Δ |
| □情報共有等においては、適切な手続きや範囲の中で行われている | 0 |
| コメント | |
| 関係機関との連携は児童福祉司が行い、子どもの所属校の先生との面会等が行われています。一時代 | 呆護所 |
| の学習については、学習指導員が子どもの所属校に連絡し、子どもの様子も聞かれています。また、- | 一時保 |
| 護中の学習については学校に学習記録の提供が行われます。しかし、幼児の場合、保育所の様子等が会 | 分から |
| ないこともあり、今後、児童福祉司からの適切な情報提供が必要です。 | |
| | |
| 4 関係機関との連携(2)医療機関との連携 | 評価 |
| No.28] 医療機関との連携が適切に行われているか(共通) | a |
| ◆ねらい 必要な場面において医療機関のかかわりが適切に行われているかを評価します。 | |
| 28-1 必要に応じて、医療機関との連携が適切に行われているか | a |
| □子どもの健康管理において、医療機関との連携が適切に行われている | 0 |
| □ □ 虚待等により医療・医学診断が必要な場合、適宜に協力を得られる医療機関がある | 0 |
| 28-2 子どもの状況に応じ、保健師をはじめ児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチ | a |
| ームケアを行える体制があるか | |
| □医学的な治療の必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケア体制が取れる | 0 |
| コメント | |
| | 診断は |

嘱託医が来所して行います。治療を要する子どもは、病院へ一時保護委託が行われます。

| 近年、服薬や医療を必要とする子どもが多く、通院への支援が課題となっており、子どもの人数が多 | 多い場 |
|---|------------|
| 合は対応が難しい場面もあります。今後、支援体制の充実に期待します。 | |
| | |
| 4 関係機関との連携 (3) 警察や司法機関との連携 | 評価 |
| [No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか(共通) | a |
| ◆ねらい 警察や司法機関との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、 | 心の |
| 傷を広げないような配慮が行われているか評価します。 | |
| 29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか | a |
| □警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている | 0 |
| □無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある | \circ |
| □家庭裁判所などへ送致が必要な場合のマニュアルが整備されている | 0 |
| 29-2 警察や司法機関の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮る | a |
| よう十分に調整を行っているか | |
| □面接等の要請があった場合には、子どもの状況に応じて面接を行う時間帯や環境の配慮など | 0 |
| について、警察、検察に必要な協力依頼を行っている | |
| 29-3 子どもに対し、警察や司法機関が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか | a |
| □警察や司法機関からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を | \circ |
| 広げないような配慮・依頼をしている | |
| □警察・司法機関と連携した司法面接を行っている | 0 |
| コメント | |
| 警察や司法機関との調整は担当児童福祉司が行い、一時保護所職員も対応します。幼児の司法面接で | ごはリ |
| ラックスして受けられるよう心理司・保育士が同席する場合もあります。会計年度職員に警察のOB | お |
| り、警察との対応等について知る機会もあります。 | |
| | |
| | |
| 4 関係機関との連携(4)施設・里親等との連携 | 評価 |
| [No.30] 施設や里親等との連携が図られているか(共通) | a |
| | ー れるよ |
| うな取組みがなされているかを評価します。 | |
| 30-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか | a |
| □移行する施設や里親との情報の共有が行われている | \bigcirc |
| □子どもに対して、施設や里親に関する説明や情報提供を丁寧に行っている | \bigcirc |
| □子どもの意見や不安などが把握され共有されている | 0 |
| コメント | |
| 施設や里親との連絡調整や子どもへの情報の提供は、児童福祉司が行います。また、必要に応じて一 | -時保 |
| 護所の職員も見学や移行の際に子どもと同行することもあります。その中で心配や不安なことがあれば | ぎ子ど |

もから話を聴き、新たな生活への動機づけなどの支援も行われます。

| 1 一時保護の目的 | 評価 |
|---------------------------------------|----|
| [No.31] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか(共通) | a |

◆ねらい 一時保護を行うにあたっての、理念ならびに基本方針が策定されているか、また職員への周知が

| 図られているかを評価します。 | |
|---|-----------------|
| 31-1 理念・基本方針が策定され職員に周知されているか | a |
| □理念・基本方針が策定され、職員に周知が図られている | 0 |
| □理念・基本方針は一時保護の機能(緊急・観察・指導等)に即した理念・基本方針となってい | 0 |
| る | |
| コメント | |
| 「一時保護所理念」は5項目から構成されています。理念は支援の軸として、重ねて意識することで | で支援 |
| の充実に寄与すると考えられています。毎週の引継会議や月例の一時保護所会議において唱和され、行 | 亍動指 |
| 針として職員に周知されています。 | |
| 2 一時保護所の運営計画等の策定 | 評価 |
| [No.32] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか | b |
| | されて |
| いるかを評価します。 | |
| 32-1 事業計画が策定されているか | b |
| □活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている | \triangle |
| □事業計画は単に行事計画ではなく、必要な事業内容が具体的に示されている | \triangle |
| □事業計画は、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある | \triangle |
| 32-2 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか | b |
| □事業計画の原産と評価、見直しの任祖みがあるが □事業計画の評価、見直しなどの時期や手順が明確になっている | |
| □ 目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている | \triangle |
| □評価を行いやすいよう、できる限り数値化を行うなどの工夫が行われている | |
| コメント | |
| ̄´ ^ ' 年間の行事計画や施設の整備、人材育成等の計画はあるものの、事業計画としては策定されていませ | ነ ፈ. |
| 一時保護所全体の事業を評価し、支援の質の向上に向けた計画的な取り組みについては、今後、中長其 | |
| 据え、PDCA サイクルに基づいた事業計画の策定に期待します。 | ,, =)= |
| | |
| 3 一時保護所の在り方 | 評価 |
| [No.33] 緊急保護は、適切に行われているか(共通) | a |
| ◆ねらい 緊急保護の受入にあたり、子どもへの説明や健康診断を受診させるなどの必要な手続きが? | 行われ |
| ているか、また閉鎖的環境での保護が必要最小限とするための仕組みがあるかを評価します。 | |
| 33-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか | a |
| □子どもの身体状況を把握するための健康診断や必要に応じて、専門医の診察を受診させてい | 0 |
| S | |
| □緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている | \circ |
| □閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や | \circ |
| 視点、手続き等が明確になっている | |
| □閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている | 0 |
| 33-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか | a |
| □子どもや保護者に対して必要な説明が行われている | \bigcirc |

| コメント | |
|--|-------------|
| 緊急保護にあたっての入所の説明は児童福祉司が行います。身体的及び性的な虐待ケースなどは、火 | 必要に |
| 応じて医療受診が行われます。入所後も不安や迷いのある子どもについては、心理面に配慮した支援を | をする |
| など、子どもにとって安心・安全を重視し、子どもの気持ちを尊重した受け入れが行われます。 | |
| | |
| 4 一時保護所における保護の内容(1)生活面のケア | 評価 |
| [No.34] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか | а |
| ◆ねらい 年齢など、個々の子どもの状態にあわせた適切な生活面のケアが行われているかについて | 評価し |
| ます。 | |
| 34-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面にて生活面のケアを行っているか | a |
| □子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われて | \circ |
| いる | |
| □健康維持を第一に行っている(例.歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない) | \circ |
| □幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的生活習慣の習得に十分配慮している | \circ |
| □精神的に不安定な場合、心理的ケアが行われている | 0 |
| 34-2 日課構成は適切か | a |
| □子どもの状況に応じた、日課が構成されている | \circ |
| □入浴の回数は適切である | \circ |
| □子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている | \circ |
| 34-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか | a |
| □掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることは子ども自身がやれるように | \circ |
| 工夫されている | |
| コメント | |
| コロナ禍により所外での活動が制限される中、感染対策を考慮し出来るだけ子どもの年齢に配慮した | た支援 |
| が行われています。食事の後片付け等、自分でできることは任せるようにしています。 | |
| また、健康管理は看護師、学習は学習指導員、心理的支援は心理司が担うなど、それぞれの専門性な | を生か |
| した役割分担によって生活の支援が行われます。 | |
| | |
| 4 一時保護所における保護の内容(2)レクリエーション | 評価 |
| [No.35] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか | b |
| ◆ねらい 子どもの年齢にあわせたレクリエーションが提供されているかについて、その環境やプロ | グラム |
| が適切かを評価します。 | |
| 35-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことので | a |
| きる環境が提供されているか | |
| □□レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている | 0 |
| 35-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加 | b |
| させるよう配慮しているか | ~ |
| □子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている | 0 |
| □一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている | \triangle |
| 35-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化 | b |
| 等に取り組んでいるか | |
| ↑ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |

□子どもに対して分かりやすく伝える工夫がされている

| | □野外活動等が行われている | \triangle |
|------|--|-------------|
| | □野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取組みや工 | 0 |
| | 夫が行われている | |
| 35-4 | 1 遊具や備品について、定期的に点検しているか | a |
| | □遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている | 0 |

自由時間やプログラムを工夫し、子どもたちが安心してくつろいだり気分転換ができるよう配慮しています。また、幼児は毎日近くの公園にでかけたり、図書館や博物館、公共交通機関を利用した外出等が行われていましたが、現在、新型コロナウイルスにより制限せざるを得ない状況です。

所内活動は、ヨガ・コラージュ・プラパン・読み聞かせなどがありますが、入所が長引く子どもにとっては不満につながっている場合もあります。また、野外活動については、安全確保の観点から制限されることもあります。

今後、新型コロナウイルス対策等に配慮しながら野外活動を行うなど子どもの心身の安定の促進に期待します。

| 4 | 一時保護所における保護の内容(3)食事(間食を含む) | 評価 |
|------------|---|-------------|
| [No. | .36] 食事が適切に提供されているか | b |
| ◆ ね | らい 安全な食事が規則正しく提供されているかに加え、子どもたちが食事を楽しめるような工 | 夫が行 |
| われ | ているかを評価します。 | |
| 36-1 | 適切に食事が提供されているか | a |
| | □1 日3食の食事が、適切な時間に提供されている | \circ |
| | □一定期間の予定献立が作成され栄養バランスに配慮されている | 0 |
| 36-2 | 2 食事の安全・衛生が確保されているか | a |
| | □食材の検収・保管が適切に行われている | \circ |
| | □大量調整の基準に従って衛生管理等を行っている。 | 0 |
| 36-3 | 3 食物アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか | a |
| | □アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている | 0 |
| | □宗教・文化・習慣等の理由で禁忌されている食品への配慮が行われている | \circ |
| | □体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている | 0 |
| 36-4 | l おいしく食事をするための配慮がなされているか | a |
| | □食事は、適時・適温で提供されている | 0 |
| | □子どもの嗜好調査等が行われ、配慮した食事が提供されている | \triangle |
| | □テーブル・椅子の高さに配慮され、職員が常に援助できる体制で食事をする | 0 |
| 36-5 | 5 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか | b |
| | □食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている | 0 |
| | □ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組みがされている | Δ |
| | | |

コメント

保護所職員、栄養士、調理員及び委託業者による給食委員会が2か月に1回開催され、食事内容が検討されます。子どもの嗜好調査は実施していないものの、意見箱には食事に関する意見も多くその都度改善が行われます。嫌いな食べ物も調理が工夫し、食べられるようになったケースもあります。

また、季節感のある食事を提供するとともにクリスマスや正月など行事に合わせた食事の際には食堂に飾りつけをするなど雰囲気づくりにも配慮しています。しかし、子どもの人数が多い場合、食育等の取り組み

| が難しいのが現実です。今後の取り組みに期待します。 | |
|---|--|
| 4 一時保護所における保護の内容(4)衣服 | |
| 「No.37] 子どもの衣服は適切に提供されているか | ь |
| ◆ねらい 子どもが清潔で、気候、好みにあった衣服を着用できる環境であるかを評価しま | |
| 37-1 衣服の清潔は保たれているか | a |
| □洗濯の回数・方法が適切である | 0 |
| 37-2 衣習慣が身に付くように支援しているか | a |
| □気候にあわせた衣服を着用するよう指導している | 0 |
| □子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている | 0 |
| 37-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか | С |
| □私服を着用できるようにしている | |
| □貸与・支給の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにして | こいる |
| 37-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか | b |
| □肌着を使い回していない (下着は新品を使用) | |
| □古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与・支給していない | \triangle |
| 私服は管理が難しいため一時保護中は着用しません。下着は提供し衣服は体のサイズに合が選んで貸し出します。洗濯や整理は主に職員が行います。また、破れた衣服は職員が修繕す。 | |
| 気に入った衣服を着用することは、自己表現を含め安心して暮らすための材料でもありま に期待します。 | す。今一度検討 |
| | す。今一度検討 |
| に期待します。 | |
| に期待します。 4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄 | 評価 a |
| に期待します。4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄[No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか | 評価 a |
| に期待します。 4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄 [No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか ◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠や排泄が行われる環境となっているかを評価 | 評価 a します。 |
| に期待します。 4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄 [No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか ◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠や排泄が行われる環境となっているかを評価 38-1 就寝・起床時刻は適切か | 評価 a します。 a 〇 |
| に期待します。 4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄 [No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか ◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠や排泄が行われる環境となっているかを評価 38-1 就寝・起床時刻は適切か □発達段階に応じた睡眠時間が確保されている □職員側の都合で睡眠時間が設定されていない(中学生等に度を越えた長い睡眠時間、4 | 評価 a します。 a 〇 |
| に期待します。 4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄 [No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか ◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠や排泄が行われる環境となっているかを評価 38-1 就寝・起床時刻は適切か □発達段階に応じた睡眠時間が確保されている □職員側の都合で睡眠時間が設定されていない(中学生等に度を越えた長い睡眠時間、4 へ午睡の強要) | 評価 a します。 a 〇 年長幼児 |
| に期待します。 4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄 [No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか ◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠や排泄が行われる環境となっているかを評価 38-1 就寝・起床時刻は適切か □発達段階に応じた睡眠時間が確保されている □職員側の都合で睡眠時間が設定されていない(中学生等に度を越えた長い睡眠時間、4~午睡の強要) 38-2 睡眠環境は適切か | 評価 a します。 a |
| に期待します。 4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄 [No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか ◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠や排泄が行われる環境となっているかを評価 38-1 就寝・起床時刻は適切か □発達段階に応じた睡眠時間が確保されている □職員側の都合で睡眠時間が設定されていない(中学生等に度を越えた長い睡眠時間、4~午睡の強要) 38-2 睡眠環境は適切か □就寝時の空調温度が適切に設定されている | 評価 a します。 |
| に期待します。 4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄 [No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか ◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠や排泄が行われる環境となっているかを評価 38-1 就寝・起床時刻は適切か □発達段階に応じた睡眠時間が確保されている □職員側の都合で睡眠時間が設定されていない(中学生等に度を越えた長い睡眠時間、4 へ午睡の強要) 38-2 睡眠環境は適切か □就寝時の空調温度が適切に設定されている □清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている | 評価 a します。 a ○ 年長幼児 ○ a ○ |
| に期待します。 4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄 [No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか ◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠や排泄が行われる環境となっているかを評価38-1 就寝・起床時刻は適切か □発達段階に応じた睡眠時間が確保されている □職員側の都合で睡眠時間が設定されていない(中学生等に度を越えた長い睡眠時間、4~午睡の強要) 38-2 睡眠環境は適切か □就寝時の空調温度が適切に設定されている □清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている □特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている | 評価 a します。 |
| に期待します。 4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄 [No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか ◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠や排泄が行われる環境となっているかを評価38-1 就寝・起床時刻は適切か □発達段階に応じた睡眠時間が確保されている □職員側の都合で睡眠時間が設定されていない(中学生等に度を越えた長い睡眠時間、4~午睡の強要) 38-2 睡眠環境は適切か □就寝時の空調温度が適切に設定されている □清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている □特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている 38-3 排泄の指導は適切に行われているか | 評価 a します。 a ○ 年長幼児 。 。 。 。 。 。 。 。 。 |
| に期待します。 4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄 [No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか ◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠や排泄が行われる環境となっているかを評価 38-1 就寝・起床時刻は適切か □発達段階に応じた睡眠時間が確保されている □職員側の都合で睡眠時間が設定されていない(中学生等に度を越えた長い睡眠時間、4~午睡の強要) 38-2 睡眠環境は適切か □就寝時の空調温度が適切に設定されている □清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている □特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている 38-3 排泄の指導は適切に行われているか □夜尿をする子どもに対して予防のために定期的に起こすなどしている | 評価 a します。 a ○ 年長幼児 ○ a ○ a |
| に期待します。 4 一時保護所における保護の内容(5)睡眠・排泄 [No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか ◆ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠や排泄が行われる環境となっているかを評価 38-1 就寝・起床時刻は適切か □発達段階に応じた睡眠時間が確保されている □職員側の都合で睡眠時間が設定されていない(中学生等に度を越えた長い睡眠時間、公へ午睡の強要) 38-2 睡眠環境は適切か □就寝時の空調温度が適切に設定されている □清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている □特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている 38-3 排泄の指導は適切に行われているか □夜尿をする子どもに対して予防のために定期的に起こすなどしている □夜間トイレ等を怖がる子どもへ適切な対応が行われている | 評価 a します。 年長幼児 〇 a () () () () () () () () () () () () () (|

| 4 一時保護所における保護の内容(6)健康管理 | 評価 |
|---|--|
| [No.39] 子どもの健康管理が適切に行われているか | a |
| ◆ねらい 日々の健康管理や体調不良等が発生した場合の対応方法が適切か | 、また子どもの健康管理におい |
| て適切な関係機関との連携体制が確保されているかを確認します。 | |
| 39-1 子どもの健康状態が把握されているか | a |
| □日々の子どもの健康状態を把握し、記録している | 0 |
| □医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に暫 | 2慮する仕組みがある ○ |
| □子どもの服薬は、職員が管理している。 | 0 |
| 39-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか | a |
| □定期的に健康診査を受けさせている | 0 |
| □体調不良やケガ等の対応方法が明確になり、症状によっては医学診断 | 断と治療が可能となって 〇 |
| いる | |
| □保護以前の診療を含め、通院・受診に同伴する職員が確保できる体制 | ∥ になっている ○ |
| コメント | |
| | |
| 確認するよう申し合わせています。 | |
| 4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援 | 評価 |
| 4 一時保護所における保護の内容 (7) 教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか (共通) | b |
| 4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われて | b |
| 4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われて 40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか | b いるかを評価します。 a |
| 4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われて 40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか □子どもの学習時間が確保され、自主学習を含め学習支援の体制を確保 | b いるかを評価します。 |
| 4 一時保護所における保護の内容 (7) 教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか (共通) ◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われて 40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか | b いるかを評価します。 |
| 4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われて 40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか □子どもの学習時間が確保され、自主学習を含め学習支援の体制を確保 □学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握し、学力等に応 | b いるかを評価します。 |
| 4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われて 40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか □子どもの学習時間が確保され、自主学習を含め学習支援の体制を確保 □学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握し、学力等に応る | b いるかを評価します。 |
| 4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われて 40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか □子どもの学習時間が確保され、自主学習を含め学習支援の体制を確保 □学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握し、学力等に応る □子どもの特性や学習意欲に応じた学習支援の工夫を行っている | b いるかを評価します。 |
| 4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われて 40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか □子どもの学習時間が確保され、自主学習を含め学習支援の体制を確保 □学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握し、学力等に応る □子どもの特性や学習意欲に応じた学習支援の工夫を行っている 40-2 在籍校との連携が図られているか | b いるかを評価します。 a はしている じた学習支援を行ってい ら b |
| 4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われて 40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか □子どもの学習時間が確保され、自主学習を含め学習支援の体制を確保 □学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握し、学力等に応る □子どもの特性や学習意欲に応じた学習支援の工夫を行っている 40-2 在籍校との連携が図られているか □保護所での学習内容や教材について、在籍校と協力している | b いるかを評価します。 |
| 4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われて 40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか □子どもの学習時間が確保され、自主学習を含め学習支援の体制を確保 □学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握し、学力等に応る □子どもの特性や学習意欲に応じた学習支援の工夫を行っている 40-2 在籍校との連携が図られているか □保護所での学習内容や教材について、在籍校と協力している □教材・宿題等を在籍校から提供してもらっている | b いるかを評価します。 |
| 4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われて 40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか □子どもの学習時間が確保され、自主学習を含め学習支援の体制を確保 □学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握し、学力等に応る □子どもの特性や学習意欲に応じた学習支援の工夫を行っている 40-2 在籍校との連携が図られているか □保護所での学習内容や教材について、在籍校と協力している □教材・宿題等を在籍校から提供してもらっている 40-3 通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか | b いるかを評価します。 a 日 日 日 日 日 日 日 日 日 |
| 4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われて 40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか □子どもの学習時間が確保され、自主学習を含め学習支援の体制を確保 □学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握し、学力等に応る □子どもの特性や学習意欲に応じた学習支援の工夫を行っている 40-2 在籍校との連携が図られているか □保護所での学習内容や教材について、在籍校と協力している □教材・宿題等を在籍校から提供してもらっている 40-3 通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか □一時保護委託等を含めて通学機会を確保している | b いるかを評価します。 a 日 日 日 日 日 日 日 日 日 |
| 4 一時保護所における保護の内容(7)教育・学習支援 [No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか(共通) ◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われて 40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか □子どもの学習時間が確保され、自主学習を含め学習支援の体制を確保 □学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握し、学力等に応る □子どもの特性や学習意欲に応じた学習支援の工夫を行っている 40-2 在籍校との連携が図られているか □保護所での学習内容や教材について、在籍校と協力している □教材・宿題等を在籍校から提供してもらっている 40-3 通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているが □一時保護委託等を含めて通学機会を確保している □受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学し | b いるかを評価します。 a 日 日 日 日 日 日 日 日 日 |

通学は様々な理由で困難な子どもが多いものの、運動会や修学旅行等の行事に参加する場合もあります。

ともあります。

また、安全が確保できる高校生は通学しています。

| 4 一時保護所 | 行における保護の内容(8)保育 | 評価 |
|------------|--|---------|
| [No.41]未就学 | 児に対しては適切な保育を行っているか | a |
| ◆ねらい | 未就学児の子どもに対し、子どもの年齢等に応じた保育が提供されているかを評価しまっ | す。 |
| 41-1 発達の個 | 人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか | a |
| □必要な | 保育などの支援体制が確保されている | \circ |
| □子ども | の年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われて | \circ |
| いる | | |
| □子ども | の年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている | \circ |
| コメント | | |
| 未就学児は | 保育士による保育が行われています。2歳未満の子どもは原則乳児院に委託しますが、ま | きょう |
| だいのある場 | 合は、一時保護所でも受け入れています。日課は年齢や発達年齢に合わせメニューを設け | ナ工夫 |
| をしています | 。行動自粛のない時期には、毎日近くの公園にでかけるなど所外での活動も取り入れてい | っま |
| す。 | | |
| | | |
| 4 一時保護所に | おける保護の内容 (9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等 | 評価 |
| [No.42]家族等 | との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか(共通) | a |
| ◆ねらい 子 | どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、また、子どもの意見の | の聴取 |
| や説明等の対 | 芯について評価します。 | |
| 42-1 子どもの |)年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか | a |
| □子ども | の年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している | \circ |
| □子ども | への情報提供には、内容やタイミング、説明者等の配慮をしている。 | \circ |
| □面会等 | を制限している場合には、子どもに対してその説明が行われている | \circ |
| 42-2 子どもに | 対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか | a |
| □児童福 | 祉司、児童心理司、保護所職員間で説明の内容は共有されている | \circ |
| □説明後 | の子どもの様子についても、関係者間で共有されている | \circ |
| 42-3 家族との | 面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されて | a |
| いるか | | |
| □一番近 | くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている | 0 |
| □子ども | の意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている | \circ |
| コメント | | |
| 家族につい | ての情報提供や直接の支援は児童福祉司が行います。保護所での子どもの様子は児童福祉 | 止司か |
| ら伝えられ対 | 応の方法なども説明しています。子どもが家族と面会する時には、子どもの気持ちを尊真 | 重し、 |
| 必要に応じて | 代弁することや面会の拒否ができることを伝えています。 | |
| | | |
| 5 特別なケアの | 実施 (1)性的問題への対応 | 評価 |
| [No.43]子ども | の性的問題に対して、適切な対応が行われているか(共通) | b |
| ◆ねらい 性 | 的問題を抱えた子どもに対する検討や個別援助の状況及び性的問題を予防するために行っ | ってい |
| る取組みにつ | いて評価します。 | |
| 43-1 受入時に | は、多職種によるカンファレンスを行っているか | b |
| □性的問 | 題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討し | \circ |
| ている | | |

| | □職員は、研修等を通じて性的被虐待児童への対応に習熟している | \triangle |
|------------------------|--|--------------------------|
| 43-2 | 2 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか | a |
| | □異性からの性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を | 0 |
| | 行っている | |
| | □具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感などを指導している | 0 |
| 43-3 | 3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか | a |
| | □他の子どもたちと分離できる設備と職員体制が確保されている | \circ |
| | □教育・指導の後に他の子どもと合流する際には、子どもとの関係性を評価している | \circ |
| | □必要に応じて、医療機関を受診させている | 0 |
| 43-4 | PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行って | b |
| いる | か | |
| | □警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている | 0 |
| | □職員は、研修等を通じて PTSD 症状への対応を習熟している | \triangle |
| コメ | ント | |
| ಾ | 員は、性教育や性的被虐待児童への対応について、研修を受講するなど研鑽し対応しています。「 | 生被害 |
| のあ | る子どもに対しては、できるだけ同性職員がかかわり安心して生活ができるよう支援しています。 | 性加 |
| 害の | ある子どもに対しては、個室対応を基本として個別の性教育を実施しています。 PTSD 症状等、 | 心理 |
| 的な | 支援が必要な時には、医療機関と連携して支援が行われます。 | |
| | | |
| 5 特 | 別なケアの実施 (2)問題行動のある子どもへの対応 | 評価 |
| | | |
| [No | .44]他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか(共通) | a |
| | .44]他書や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか(共通) .らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁 | <u> </u> |
| ◆ ね | 20 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 | <u> </u> |
| ◆ね セス | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁 | <u> </u> |
| ◆ね セス 44-1 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁ジメントに基づく対応が行われているかを評価します。 | 寧なア |
| ◆ね セス 44-1 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁 メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメント | 寧なア |
| ◆ね セス 44-1 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁 メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメント 施しているか | 寧なア a |
| ◆ね セス 44-1 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁 メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメント 施しているか □受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている | 寧なア a |
| ◆ね セス 44-1 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメント施しているか □受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている | 寧なア a |
| ◆ね セス 44-1 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメント施しているか □受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えてい | 寧なア a |
| ◆ね セス 44-1 を実 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメント施しているか □受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている | 寧なア a ○ ○ |
| ◆ね セス 44-1 を実 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメント施しているか □受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか | 寧なア a |
| ◆ね セス 44-1 を実 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメント施しているか □受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか □心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している | 寧なア a ○ ○ b ○ |
| ◆ね セス 44-1 を実 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントで施しているか □受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか □心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している □保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている | 寧なア a ○ ○ ○ b ○ △ |
| ◆ね セス 44-1 を実 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメント施しているか □受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか □心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している □保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか | 寧なア a ○ |
| ◆ね セス 44-1 を実 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメント施しているか □受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか □心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している □保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 寧なア a ○ |
| ◆ね セス 44-1 を実 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントがしているか □受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか □心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している □保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている 3 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか □緊急時に警察等を含め、必要な応援体制が確保されている □自傷、他害、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できて | 寧なア a ○ |
| ◆ね セス 44-1 を実 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメント施しているか □受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか □心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している □保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている 0、保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている 0、除護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている □保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている □自傷、他害、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている | 寧なア a ○ ○ ○ b ○ △ a ○ ○ |
| ◆ね セス 44-1 を実 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメント施しているか □受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか □心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している □保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている 3 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか □緊急時に警察等を含め、必要な応援体制が確保されている □自傷、他害、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている □自傷、他害、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている | 寧なア a ○ |
| ◆ね セス 44-1 を実 | らい 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁メントに基づく対応が行われているかを評価します。 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメント施しているか □受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている □心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか □心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している □保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている 0、保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている 0、除護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている □保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている □自傷、他害、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている | 寧なア a ○ ○ ○ b ○ △ a ○ ○ |

自傷や他害行為のある子どもについては、個別に対応を協議し対応マニュアルが作成されます。他害行為が生じ興奮の強い場合等は、警察官の協力を求めることもあります。怪我の防止や手当等については看護師が作成したマニュアルを用いて対応します。

自傷行為のある子どもについては、行動をよく観察し、危険物の取り扱いや爪の長さなど自傷行為を誘発 するものについて特に注意深く見守ります。

| 5 特別なケアの実施 (3)無断外出を行う子どもへの対応 | 評価 |
|--|-------------|
| [No.45]無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか(共通) | b |
| ◆ねらい 子どもの無断外出を行った子どもに対して、その子どもをしっかりと受け止めたうえで∃ | こどもが |
| 納得できるような対応が行われているか、また無断外出が発生した場合に、他の子どもたちへの配慮 | がなさ |
| れているかを評価します。 | |
| | |
| 45-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか | b |
| □受入時に無断外出を行う可能性が把握されている | 0 |
| □心理的状況や無断外出を止める方法、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応 | \triangle |
| についての方針が検討されている | |
| □心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている | \triangle |
| 45-2 無断外出があった場合に適切な対応を行っているか | a |
| □無断外出の対応マニュアルが策定されている | 0 |
| □無断外出があった場合には、保護者その他の関係機関に連絡している | 0 |
| 45-3無断外出が発生した場合に、その子どもや周囲の子どもたち対して適切な対応を行っているか | a |
| □無断外出した子どもを温かく迎え入れ、無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解 | 0 |
| し、受け止めている | |
| □無断外出した子どもに、ペナルティを与えることはない | \triangle |
| □無断外出が発生した場合に周囲の子どもたち対して適切な対応を行っているか | 0 |
| コメント | |

無断外出を防止するためのマニュアルはありませんが、無断外出に対しては鍵の管理や所外活動等の外出 時対応の申し合わせ事項はあります。また、必要に応じて警察との連携を図ることなど周知されています。

以前は、相談室への移動や所外活動中に出て行くなどの行動もありましたが、ここ3年ほどは無断外出は 起きていません。

| F (杜) | 型とたマの実施(A)手上車供に係り無け小矢の身近と朝佐等も生。もフ ビオ この対応係の対応 | 評価 |
|------------|--|-------------|
| 3 付 | 引なケアの実施 (4)重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもへの対応係の対応 | 計៕ |
| [No. | 46]重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っている(共 | b |
| 通) | | |
| ♦ ね | らい 一定の重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して子どもに対する | |
| 支援 | 内容に応じた支援体制が確保されているかを評価します。 | |
| 46-1 | 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、 | b |
| 支援 | 体制の確保が行われているか | |
| | □重大事件を想定したマニュアルが策定されている | \triangle |
| | □事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制が整備 | \triangle |

| されている | |
|--|--------------|
| - I 46-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか | b |
| □他児の生活スペースから分離され、他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている | \triangle |
| □刺激を制限した生活・日課が用意されている | |
| 46-3 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか | b |
| □身近な親族等を失った子どもに対してマニュアルが策定されている | \triangle |
| □亡くなった理由や子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制 | 」 が △ |
| 整備されている | |
| □子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている | 0 |
| □子どもの状況に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組みを行っている | 0 |
| コメント | , |
| 重大事件に係る子どもを保護した時には、一旦静養室で個室対応をするものの、施設の構造上完 | ご全に分離 かんしゅう |
| することは難しい状況にあります。これまで、事件の報道等がある場合にはテレビの視聴制限等な | 行われま |
| した。 | |
| また、身近な親族を亡くした子どもに対しては、「親を亡くした子どもへの対応」のマニュアル | のもと、 |
| 職員が寄り添いながら <mark>心理司</mark> を含めたグリーフケアに努めています。 | |
| | |
| 5 特別なケアの実施(6)その他の配慮が必要な子どもへの対応 | 評価 |
| [No.47]被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか(共通) | a |
| ◆ねらい 被虐待児の受入にあたり、支援上の配慮が行えるよう、一時保護所内及び外部を含む | かた支援体 |
| 制が確保されているかを評価します。 | |
| 47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか | a |
| □被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握し、職員間で共有している | 0 |
| □子どもの心身の状況等の評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が | 検 |
| 討されている | |
| □必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある | 0 |
| 47-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか | a |
| □心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している | 0 |
| □保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスや治療的なケアを行って | (N) |
| る | |
| コメント | |
| 被虐待の子どもを受け入れる場合には、児童福祉司、児童心理司との連携を強化し支援を行いす | くす。担当 |
| の心理司が面接を行い、必要な場合には個々の対応マニュアルを作成し、保護所での生活を安心し | て送るこ |
| とが出来るよう配慮しています。 | |
| | |
| 5 特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応 | 評価 |
| [No.48]健康上配慮が必要な子どもや障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われ | て b |
| いるか(共通) | |
| ◆ねらい 健康上配慮が必要な子どもや障害児の受入にあたり、支援上の配慮が行えるよう、一時 | 寺保護所内 |
| 及び外部を含めた支援体制が確保されているかを評価します。 | |
| 48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか | ь |

| □子どもの健康配慮や障害の状況等に関する把握が行えている | 0 |
|---|-------------|
| □受入を行うにあたり、介助を含んだバリアフリーや設備等などのハード面での環境整備 | 備やエ △ |
| 夫が行われている | |
| □不必要な刺激を制御できる環境や体制があり、活用している | Δ |
| 48-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか | b |
| □心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している | 0 |
| □個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組 | み込ま △ |
| れている | |
| 48-3 受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか | p و |
| □障害への理解を深めるための取組みがなされている | \triangle |
| □障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている | 0 |
| コメント | |
| 一人ひとりの子どもの特性を汲み取りながら支援が行われます。医療が必要な場合には、看 | 護師が中心と |
| なり判断が行われます。広汎性発達障害を認める子どもが多く、学習会などで障がいについて | の理解を深め |
| るほか、子どもごとに特徴を把握しながらスキルアップを図っています。 | |
| 集団生活が負担になる子どももありますが、現状では、個別に適切な環境を整えることが困 | 難な場合があ |
| ります。今後の改修計画に期待します。 | |
| | |
| 6 安全対策 (1)災害時対策 | 評価 |
| [No.49]災害発生時の対応は明確になっているか(共通 併設の場合) | a |
| ◆ねらい 災害発生時に備え、避難計画等の作成や関係機関との連携体制が構築されているか | 、また計画に |
| 基づく訓練が定期的に行われているかを評価します。 | |
| 49-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか | a |
| □具体的で実用的な避難計画が策定され避難訓練が実施されている | 0 |
| □災害発生時や緊急事態発生時に必要な関係機関の連絡先が明示されている | 0 |
| □避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の | の配慮 |
| が行われている | |
| コメント | |
| 一時保護所を含む複合施設全体の避難計画に基づいて避難訓練を行います。避難訓練は「避 | 難訓練実施要 |
| 領」に基づき、毎月1回、午前・午後・夜間の火災の発生を想定し行われています。 | |
| | |
| 6 安全対策 (2)感染症対策 | 評価 |
| [No.50]感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか(共通) | a |
| ◆ねらい 感染症の発生及び感染拡大を予防するための対策が講じられているかを評価します。 | |
| 50-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか | a |
| □感染症発生時の対応マニュアルが策定されている | 0 |
| □一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している | 0 |
| □感染を予防・防止するための取組みが行われている | 0 |
| コメント | I |
| 感染症対策委員会が組織され、「一時保護所『新型コロナウイルス感染症』対応資料」「静養 | 産室対応につい |
| て (コロナ疑い)」など疾患別のマニュアルが作成され、随時見直され活用されています。イン | ′フルエンザ等 |

| の流行期前には、看護師による研修が実施されます。感染予防としての手洗いやうがい、「あいう 職員のマスク着用などを徹底しています。 | ベ体操」、 |
|--|-------------|
| | 評価 |
| [No.51]一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか | b |
| ◆ねらい 一時保護所における養育・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた表が実施されているかを評価します。 | 養育・支援 |
| 51-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか | b |
| □養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある | 0 |
| □リスク管理に関して定めたマニュアルがある(想定されるリスク、未然防止策と発生時の 応) | 対 △ |
| 51-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか | b |
| □マニュアルの内容に関する研修が実施されている | \triangle |
| □やむを得ずマニュアル以外の方法等がとられた時に報告と共有がなされている | 0 |
| 51-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることや見直しが行われる仕組みがあるか | b |
| □定期的にマニュアルの見直しが行われている | \triangle |
| □マニュアル等に基づくケア等が行われている (マニュアルが形骸化していない) | \triangle |
| □マニュアル等の見直しにあたり、職員の意見が反映されている | 0 |
| 職務ごとや個々の子どもの対応等業務のマニュアルが策定されています。マニュアルのない業務する場合は、複数の職員間で協議します。現在、それぞれのマニュアルをまとめる作業に向け、第を活用した取り組みが検討されています。今後、現在あるマニュアルの見直しと一時保護所業務全りやすい「北九州市子ども総合センター一時保護所マニュアル」の策定に期待します。 | 三者評価 |
| 7 質の維持・向上 | 評価 |
| [No.52]一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか | b |
| ◆ねらい 総合的かつ継続的な質の向上のための組織的な仕組みがあるか、その仕組みによる取組 されているかを評価します。 | みが実行 |
| 52-1 自己評価が定期的に行われているか | c |
| □自己評価を定期的に実施している | |
| 52-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか | b |
| □外部評価を定期的に受けている | \triangle |
| 52-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか | b |
| □評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組みにつなげていく仕組みがある | |
| □職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか | \triangle |
| □PDCA サイクルまたは準ずる方法で組織的な取組みが行われている | \triangle |
| コメント 「一時保護所ガイドライン」の策定を受け、児童相談所全体で外部の講師により「一時保護に関 修が開催されました。また、今年度は一時保護所第三者評価の受審が行われました。 | する」研 |

現在、心理司が中心となって「一時保護所職員スキルアップ研修」を毎月開催しています。今後、継続し

て自己評価の取り組みや第三者評価の受審を継続し、これらを生かした支援の質の向上に期待します。

| Trexメントの実施(1)保護開始時 評価 [No.53]保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか(共通) を 本 おい 一時保護を行うにあたり、子どもの養育・支援に必要となる情報が把握されているか、また集団生活をさせても問題がないことを確認しているかを評価します。 53-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分 を に 地握できているか □ 可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている □ 小要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている □ 保護開始時に必要な情報が得られていない場合は、迅速な情報収集に努めている □ 体護・関連をさせても問題がないかの確認が行えているか □ 感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての確認を行っている □ 保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている □ オメント 子どもや家庭に関する情報は、保護者や在籍校・園、本人等から収集し児童福祉司、児童心理司等関係者と共有しています。入所時には健康診断を実施し心身の状態を確認します。しかし、情報が迅速に共すされない場合があり、必要な情報収集の方法や共有の手順について検討が必要です。 |
|---|
| ◆ねらい 一時保護を行うにあたり、子どもの養育・支援に必要となる情報が把握されているか、また集団生活をさせても問題がないことを確認しているかを評価します。 53-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分 |
| 生活をさせても問題がないことを確認しているかを評価します。 53-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分 b に把握できているか □可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている ○ □必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている ○ □保護開始時に必要な情報が得られていない場合は、迅速な情報収集に努めている ○ 53-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか a □感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての確認を行っている ○ □保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対 ○ 応を行っている □ コメント 子どもや家庭に関する情報は、保護者や在籍校・園、本人等から収集し児童福祉司、児童心理司等関係者と共有しています。入所時には健康診断を実施し心身の状態を確認します。しかし、情報が迅速に共有され |
| 53-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分 b に把握できているか □可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている ○ □必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている ○ □保護開始時に必要な情報が得られていない場合は、迅速な情報収集に努めている ○ 53-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか a □感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての確認を行っている ○ □保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対 応を行っている ○ コメント 子どもや家庭に関する情報は、保護者や在籍校・園、本人等から収集し児童福祉司、児童心理司等関係者と共有しています。入所時には健康診断を実施し心身の状態を確認します。しかし、情報が迅速に共有され |
| に把握できているか □可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている □必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている □保護開始時に必要な情報が得られていない場合は、迅速な情報収集に努めている 53-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか □感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての確認を行っている □保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている コメント 子どもや家庭に関する情報は、保護者や在籍校・園、本人等から収集し児童福祉司、児童心理司等関係者と共有しています。入所時には健康診断を実施し心身の状態を確認します。しかし、情報が迅速に共有され |
| □可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている □必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている □保護開始時に必要な情報が得られていない場合は、迅速な情報収集に努めている 53-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか □感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての確認を行っている □保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている コメント 子どもや家庭に関する情報は、保護者や在籍校・園、本人等から収集し児童福祉司、児童心理司等関係者と共有しています。入所時には健康診断を実施し心身の状態を確認します。しかし、情報が迅速に共有され |
| □必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている □保護開始時に必要な情報が得られていない場合は、迅速な情報収集に努めている 53-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか □感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての確認を行っている □保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対 応を行っている コメント 子どもや家庭に関する情報は、保護者や在籍校・園、本人等から収集し児童福祉司、児童心理司等関係者と共有しています。入所時には健康診断を実施し心身の状態を確認します。しかし、情報が迅速に共有され |
| □保護開始時に必要な情報が得られていない場合は、迅速な情報収集に努めている 53-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか □感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての確認を行っている □保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている コメント 子どもや家庭に関する情報は、保護者や在籍校・園、本人等から収集し児童福祉司、児童心理司等関係者と共有しています。入所時には健康診断を実施し心身の状態を確認します。しかし、情報が迅速に共有され |
| 53-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか a □感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての確認を行っている □保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対 応を行っている □メント 子どもや家庭に関する情報は、保護者や在籍校・園、本人等から収集し児童福祉司、児童心理司等関係者と共有しています。入所時には健康診断を実施し心身の状態を確認します。しかし、情報が迅速に共有され |
| □感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての確認を行っている □保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対 □応を行っている □メント 子どもや家庭に関する情報は、保護者や在籍校・園、本人等から収集し児童福祉司、児童心理司等関係者と共有しています。入所時には健康診断を実施し心身の状態を確認します。しかし、情報が迅速に共有され |
| □保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対 |
| 応を行っている コメント 子どもや家庭に関する情報は、保護者や在籍校・園、本人等から収集し児童福祉司、児童心理司等関係者 と共有しています。入所時には健康診断を実施し心身の状態を確認します。しかし、情報が迅速に共有され |
| コメント 子どもや家庭に関する情報は、保護者や在籍校・園、本人等から収集し児童福祉司、児童心理司等関係者 と共有しています。入所時には健康診断を実施し心身の状態を確認します。しかし、情報が迅速に共有され |
| 子どもや家庭に関する情報は、保護者や在籍校・園、本人等から収集し児童福祉司、児童心理司等関係者 と共有しています。入所時には健康診断を実施し心身の状態を確認します。しかし、情報が迅速に共有され |
| と共有しています。入所時には健康診断を実施し心身の状態を確認します。しかし、情報が迅速に共有され |
| |
| ない場合があり、必要な情報収集の方法や共有の手順について検討が必要です。 |
| |
| |
| 1 アセスメントの実施 (1)保護開始時 評価 |
| [No.54]関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか(共通) a |
| ◆ねらい 一時保護中の援助指針を立てるにあたり、関係機関との調整等による総合的なアセスメントが行 |
| われているかを評価します。 |
| 54-1 総合的なアセスメントに基づく援助指針が策定されているか a |
| □チームで情報共有しながら関係機関との総合的なアセスメントが行われている ○ |
| □保護開始時に十分なアセスメントができてない場合には、保護開始後に迅速にアセスメント ○ |
| が行われている |
| □総合的なアセスメントに基づく援助指針が策定されている |
| □子どもの状況及び支援指針を各職員が把握できている |
| コメント |
| 子どもの担当職員が、子どもの担当の児童福祉司、児童心理司等と協力して情報を共有します。入所後2 |
| 週間で実施する「行動観察会議」で日ごろの生活の様子等の情報を含めたアセスメントに基づき支援方針が |
| 検討されます。対応困難な子どもや個別的支援が必要な場合は、個別対応職員が担当者と協力し、さらにア |
| セスメントを行います。 |
| |
| 2 援助指針の策定及び個別ケアの実施 評価 |
| [No.55]援助指針に沿った個別ケアを行っているか b |
| ◆ねらい 子ども一人ひとりについて、援助指針に沿ったケアが行われているかを評価します。 |
| 55-1 個別援助方針に基づく個別ケアを前提とした子どもの養育・支援が行われているか b |
| □子ども一人ひとりの援助指針に沿った個別ケアが行われている |
| □子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針に沿って行われている △ |

| □個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している | \bigcirc |
|---|-------------|
| □集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行ってい | 0 |
| 3 | |
| コメント | |
| 特に被虐待児や性加害児のある場合には、担当職員で話し合い個別プログラムが策定されます。個別 | 引対応 |
| を行う際には、支援の内容をまとめた資料をその都度作成しています。また、集団合流を行うにあたり |) 困難 |
| と思われる内容に関しては協議が行われます。 | |
| しかし、面会等については援助指針への記載があまりないようです。今後の取り組みに期待します。 | |
| | |
| 2 個別援助指針(援助方針)の策定及び個別ケアの実施 | 評価 |
| [No.56]一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか(共通) | b |
| ◆ねらい 一時保護中の子どもの状況変化等に応じ、援助指針の見直しや対応を行えているかを評価し | ます。 |
| 56-1 子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか | a |
| □子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている | 0 |
| □一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている | 0 |
| □子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連 | 0 |
| 性を吟味している | Ü |
| 56-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか | a |
| □子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている | 0 |
| □子どもの状況や変化により、必要に応じて個別援助指針の見直しを行うための仕組みがある | 0 |
| | |
| 56-3 必要のない長期間の保護が行われていないか | b |
| □必要のない長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別援助指針の評価、見直 | \triangle |
| しが行われている | |
| □一定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている | \triangle |
| コメント | |
| 支援方針は、子どもの行動や気持ちに変化のあった際、その都度児童福祉司等関係者と共有し対応方 | ラ法の |
| 検討が行われます。長期間の保護になっている子どもにはその理由を明確にし説明されます。 | |
| しかし、なかには保護が長期になっているにも関わらず、その理由が十分に子どもへ伝わっていない | 事例 |
| もあり、今後の改善が望まれます。 | |
| | |
| 3 子どもの観察(1)子どもの観察 | 評価 |
| [No.57] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか(共通) | a |
| ◆ねらい 一時保護所全体として子どもの行動観察を行うための仕組みがあるか、行動観察を行うべき | ! 視点 |
| が適切かについて評価します。 | |
| 57-1 子どもの生活場面において行動観察を行っているか | a |
| □種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している | \bigcirc |
| □子どもと定期的に面談等を行っている | \circ |
| □担当者に限らず、児童福祉司、児童心理司などを含め行動観察が行われている | 0 |
| 57-2 子どもの行動観察が記録されているか | a |
| □子どもの日々の様子が適切に記録されている | \bigcirc |
| □客観的事実と所見が区分して書かれている | |
| | |

| コメント | |
|---|-------------|
| 入所後2週間での行動観察会議や保護所職員と児童福祉司、児童心理司間で情報交換が行われます。 | 。ま |
| た、子どもとは担当の児童福祉司が定期的な面談を行っています。 | |
| | |
| 3 子どもの観察 (2)観察会議等の実施 | 評価 |
| [No.58]観察会議が適切に実施されているか(共通) | b |
| ◆ねらい 一時保護所内全体で、子どもの状況について十分に把握し、個別援助指針(援助方針)を | 決める |
| ための仕組みがあるかを評価します。 | |
| 58-1 職員は、業務引継を適切に行っているか | a |
| □子どもの状況について、職員が十分に把握できている | 0 |
| 58-2 観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討 | b |
| □定期的に観察会議を実施し情報の共有と援助方針を定めている | 0 |
| □観察会議では、子どもの実際の行動と子どもの意見に基づいて行動診断を行っている | 0 |
| □観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている | 0 |
| □観察会議の結果は、資料としてまとめられ、判定会議にて職員が説明する | \triangle |

入所後2週間で「行動観察会議」毎週2回の「援助方針会議」で他部門との共通理解を図り援助方針を検討しています。

日々の子どもの行動や気持ちの変化は、毎日2回の引継ぎで共有するとともに、必要に応じて対応について検討を行っています。

しかし、判定会議(援助方針会議)に担当職員が出席していません。判定会議には係長を含め担当職員が 参加することで、日頃の子どもの様子等を報告したり、全体の流れを把握する機会となります。今後に期待 します。

| | ул . <i>Э</i> ⁻ Ц |
|--|------------------------------|
| あなた自身について教えてください | |
| 問 1 性別 男 2. 女 3. その他 () 4. 答えたくない | 回答数 |
| 男 | 2 |
| 女 | 2 |
| その他 | |
| 答えたくない | 1 |
| | 5 |
| 問 2 年齢は(アンケートを回答日の年齢) | |
| ·11 歳(1 人) ·15 歳(2 人) ·16 歳(2 人) | |
| 無回答 | |
| | |
| 問 3 ここ(一時保護所)に来た日から今日で何日目ですか。 | |
| ·4 日目·約 7 日目·25 日目·28 日目·約 4 カ月目 | |
| | |
| ここでの生活について教えてください | |
| 問 4 ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか。 (○は1つだけ) | |
| 1. された | 2 |
| 2. 覚えていない | 1 |
| 3. されなかった | 2 |
| 無回答 | |
| | 5 |
| 問 5 あなたがなぜここで生活をすることになったのか、その理由を説明されましたか。(○は1つだけ) | |
| 1. された | 4 |
| 2. されたが、わからなかった | 1 |
| 3. されなかった | |
| 無回答 | |
| | 5 |
| 問 6 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をさ | |
| れましたか。 (○は1つだけ) | |
| 1. された | 4 |
| 2. されたが、わからなかった | |
| 3. されなかった | 1 |
| 無回答 | |
| | 5 |
| 問 7 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。(○は1つだけ) | - |
| 1. 聞いてもらえた | 1 |
| 2. まあ聞いてもらえた | 4 |
| | • |

3. あまり聞いてもらえなかった

4. 聞いてもらえなかった

| 無回答 | |
|---|---|
| | 5 |
| 問8 ここの職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか。 (○は1つだけ) | |
| 1. เพื่อ | 2 |
| 2. いない | |
| 3. わからない | 3 |
| 無回答 | |
| | 5 |
| | |
| | |
| | |
| 問 9 ここでの生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。(○は1つだけ) | |
| 1. よくある | 2 |
| 2. 少しある | 1 |
| 3. あまりない | 2 |
| 4.まったくない | |
| 無回答 | |
| | 5 |
| 問 10 自由に過ごせる時間は多いですか。 (○は1つだけ) | |
| 1. 多い | 2 |
| 2. まぁ多い | 1 |
| 3. あまり多くない | 1 |
| 4. 多くない | 1 |
| 無回答 | |
| | 5 |
| 問 11 自由時間で楽しいことはありますか。それは何ですか。(\bigcirc は 1 つだけ) | |
| 1. ある | 4 |
| ⇒具体的にどのようなことか書いてください | |
| ・先生との雑談・音楽を聞いているとき | |
| ・先生にかまってもらえるとき・みんなとパズルしたりして遊べること | |
| 2. ない | 1 |
| 無回答 | |
| | 5 |
| | |
| 問 12 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。 (○は当てはまるものすべて) | |
| 1. 外出の希望は聞いてもらえる | 1 |
| 2. 面会の希望は聞いてもらえる | 3 |
| 3. 電話の希望は聞きいてもらえる | 1 |
| 4. どれも希望は聞いてもらえない | |
| 5. 希望したことがない | 3 |

| 無回答 | |
|---|---|
| | |
| 問 13 ここから保育園・幼稚園・学校に通えていますか。 (○は1つだけ) | |
| 1. 今まで通っていた学校に通っている | |
| 2. 今まで通よっていた学校と違う学校に通っている | |
| 3. 通っていない | 5 |
| 無回答 | |
| | 5 |
| 問 14 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。 | |
| (○は1つだけ) | |
| 1. 難しい | |
| 2. やや難しい | 1 |
| 3. やや易しい | |
| 4. 易しい | 4 |
| 無回答 | |
| | 5 |
| 問 15 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。 (○は1つだけ) | |
| 1. 楽しい | 1 |
| 2. まあ楽しい | 2 |
| 3. あまり楽しくない | 1 |
| 4. 楽しくない | 1 |
| 無回答 | |
| <u>'</u> | 5 |
| 問 16 食事はおいしいですか。 (○は1つだけ) | |
| 1. おいしい | 2 |
| 2. まあおいしい | |
| 3. あまりおいしくない | 1 |
| 4. おいしくない | 2 |
| 無回答 | |
| | 5 |
| 問 17 食事の時間は楽しいですか。(○は1つだけ) | |
| 1. 楽しい | |
| 2. まあ楽しい | 1 |
| 3. あまり楽しくない | 1 |
| 4. 楽しくない | 3 |
| 無回答 | |
| | 5 |
| 問 18 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。それはどんなことですか。(○は1つだけ) | - |
| 1. 嫌なことや困っていることがある | 5 |
| 2. ない | |

| 無回答 | |
|---|---|
| | 5 |
| | |
| | |
| 問 19 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。 (○は1つだけ) | |
| 1. できた | 2 |
| 2. できなかった | 1 |
| 3. 相談することがなかった | 2 |
| 無回答 | |
| | 5 |
| 問 20 ここでの生活でうれしかったことはありますか。それはどんなことですか。(○は1つだけ) | |
| 1. うれしかったことがある | 2 |
| ⇒具体的にどのようなことか書いてください | |
| 2. ない | 3 |
| 無回答 | |
| | 5 |
| 問 21 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか。(○は1つだけ) | |
| 1. よかった | 1 |
| 2. まあよかった | 1 |
| 3. あまりよくなかった | 2 |
| 4. よくなかった | 1 |
| 無回答 | |
| | 5 |
| 問 22 ここでの生活で変えてほしいことやこうなればいいなぁと思うことがあれば書いてください。 | |
| ・例えば一人の時にすることがないからその時の対処を考えてほしい | |
| ・先生たちが笑ってくれるとうれしいので笑えるときはたくさん笑ってほしい | |
| ・食事の量が多いので減らしてほしい・スマホをさわりたい | |

- ・距離が近すぎるので少し距離をとってほしい
- ・外出や学校への登校を許してほしい